

令和2年4月8日（水）

臨時休業中の校庭開放について

- 1 開放期間 4月8日（水）～5月1日（金） *土日祝日は除く
- 2 開放目的 臨時休業中における児童生徒の心身の健康維持
- 3 開放施設 市内公立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭
- 4 利用施設 在籍校の校庭
- 5 開放時間 13：30～16：00で、学年で時間を区切って開放する。
13：30～14：30 1～4年生
15：00～16：00 5～9年生
*兄弟がいる場合はどちらかの時間を利用する等、柔軟に対応する。
- 6 利用上のルール
 - ①登下校について
 - ・前期課程児童に関しては、保護者等の同伴とする。
*一時預かりの児童及び放課後児童クラブの児童は担当の指示に従う。
 - ・後期課程生徒に関しては、通常の登下校の方法とする。
*自転車通学者は自転車を許可する。
 - ②活動前後の手洗いやうがいなど感染防止策を徹底する。**
 - ③活動前に職員室前で受付と健康観察を行う。
 - ④活動中について
 - ・前期課程児童に関しては、保護者等が見守るとともに、安全面に配慮して活動する。
 - ・後期課程生徒に関しては、安全面に配慮して活動する。
 - ⑤後期課程生徒は活動中、学校指定のジャージ又は体育着を着用する。
 - ⑥活動における用具等の貸出はしない。
 - ⑦遊具の使用は禁止する。
 - ⑧密集・密着状況にならないように、注意する。**